

午後五時三十四分開議

昭和四十年二月二十一日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

官報号外 昭和四十年四月二日

○第四十八回 衆議院会議録 第二十七号

昭和四十年四月二日(金曜日)

○本日の会議に付した案件

議事日程 第二十五号

昭和四十年四月二日

午後二時開議

第一 沖縄及び小笠原諸島における施政権返還に関する決議案(坪川信三君外十名提出)

(委員会審査省略要求案件)

第二 北方領土返還に関する決議案(坪川信三君外十名提出)

(委員会審査省略要求案件)

第三 戰傷病者特別援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 戰傷病者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案(内閣提出)

第五 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 戰傷病者特別援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 戰傷病者特別援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 戰傷病者特別援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

○海部俊樹君 日程第一及び第二は延期されんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程第一及び第二は延期するに決しました。

○戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第一章中第八条の次に次の二条を加える。

（戦傷病者相談員）

第八条の二 厚生大臣は、戦傷病者の福祉の増進を図るため、戦傷病者の更生等の相談に応じ、及び戦傷病者の援護のために必要な指導を行なうことを、社会的信望があり、かつ、戦傷病者の援護に熱意と識見を持つてゐる者に委託することができる。

（戦傷病者相談員）

第八条の二 前項の規定により委託を受けた者は、戦傷病者の相談員と称する。

3 戰傷病者相談員は、その委託を受けた業務を行なうに当たつては、個人の人格を尊重し、その身上に關する秘密を守らなければならぬ。

第十八条第二項中「二千円」を「三千円」に改める。

附則第十項を次のよう改める。

10 第二十三条の規定は、当分の間、戦傷病者のうち公務上の傷病について、恩給法の規定による增加恩給、傷病年金、傷病賜金その他これらに相当する給付を受けている者又は受けた者及びこれらの者の介護者以外の者には、適用しない。

国会に提出する。

この法律中第十八条第二項の改正規定及び附則第十項の改正規定は、昭和四十年四月一日から、その他の規定は、同年十月一日から施行する。

理由

戦傷病者相談員に、戦傷病者の相談業務等を委託して戦傷病者の福祉の増進を図るとともに、療養手当の額を引き上げ、並びに日本国有鉄道の鉄道及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取り、戦傷病者の範囲を拡大することにより、戦傷病者の処遇を改善する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案
右
国会に提出する。
昭和四十年二月十二日
内閣総理大臣 佐藤 栄作

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
(この法律の趣旨)
第一条 この法律は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

第二条 この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に關し、昭和四十年四月

一日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号。以下「遺族援護法」という。)による弔慰金(以下「弔慰金」という。)を受ける権利を得た者で、同日において日本国籍を有しているもの(同日において離縁

によつて死亡した者との親族関係が終了したものと除く。)をいう。ただし、当該死亡した者の死亡の当時ににおける配偶者(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)で、次の各号の一に該当するものを除く。

一 死亡した者の死亡の日以後遺族援護法第三十五条第一項に規定する遺族(以下この項において「遺族」という。)以外の者と婚姻(届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情に入つてゐる)と認められる場合を含む。以下同じ。)をした配偶者のうち、同法第三十六条第一項第一号括弧中のただし書の規定に該当したため同号の順位の遺族として弔慰金を受けれる権利を取得した配偶者(遺族以外の者と法律上の婚姻をした配偶者を除く。)で、その権利を取得した當時同項第二号から第九号までに掲げるいずれかの者があつたもの

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
右
国会に提出する。
昭和四十年二月十二日
内閣総理大臣 佐藤 栄作

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

二 弔慰金を受ける権利を取得した後昭和四十年四月一日前に遺族以外の者と婚姻をした配偶者(死亡した者と同じ氏を称していた配偶者で、その氏を改めないで法律上の婚姻をしたものと除く。)

第三条 戰没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。ただし、死亡した者の死亡に關し、昭和四十年四月一日において、当該戦没者等の遺族が恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十五条第一項第一号に規定する扶助料、遺族援護法第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受けれる権利を有する場合又は他にこれらの権利を有する者がある場合は、この限りでない。

(裁定)

第四条 特別弔慰金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。

第五条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第六条 同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する権利を有する者が数人ある場合の請求等)

第七条 特別弔慰金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別弔慰金の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別弔慰金を請求することができる。

第八条 前条の規定は、特別弔慰金を受ける権利を有する者がその請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別弔慰金を請求することができる。

第九条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第十条 前条の規定は、特別弔慰金を受ける権利を有する者がその請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別弔慰金を請求することができる。

第十一條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第十二條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第十三條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第十四條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第十五條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第十六條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第十七條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第十八條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第十九條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第二十条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第二十一条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第二十二条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第二十三条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第二十四条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第二十五条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第二十六条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第二十七条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第二十八条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第二十九條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第三十条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第三十一条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第三十二条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第三十三条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第三十四条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第三十五条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第三十六条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第三十七条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第三十八条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第三十九條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第四十条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第四十一条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第四十二条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第四十三条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第四十四条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第四十五条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第四十六条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第四十七条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第四十八条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第四十九條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第五十条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第五十一条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第五十二条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第五十三条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第五十四条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第五十五条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第五十六条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第五十七条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第五十八条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第五十九條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第六十条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第六十一条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第六十二条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第六十三条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第六十四条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第六十五条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第六十六条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第六十七条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第六十八条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第六十九條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第七十条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第七十一条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第七十二条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第七十三条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第七十四条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第七十五条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第七十六条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第七十七条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第七十八条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第七十九條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第八十条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第八十一条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第八十二条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第八十三条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第八十四条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第八十五条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第八十六条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第八十七条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第八十八条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第八十九條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第九十条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第九十一条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第九十二条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第九十三条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第九十四条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第九十五条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第九十六条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第九十七条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第九十八条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第九十九條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百一條 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百二条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百三条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百四条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百六条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百七条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百八条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百九条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百十条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百十一条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百十二条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百十三条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百十四条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百十五条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百十六条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百十七条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百十八条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百十九条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百二十条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百二十一条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百二十二条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百二十三条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百二十四条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百二十五条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百二十六条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百二十七条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百二十八条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百二十九条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百三十条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百三十一条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百三十二条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百三十三条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百三十四条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百三十五条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百三十六条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百三十七条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百三十八条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百三十九条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百四十条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百四十一条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百四十二条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百四十三条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百四十四条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百四十五条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百四十六条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百四十七条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百四十八条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百四十九条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十一条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 特別弔慰金の額及び記名国債の交付

</

第八条第四項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金	額
第一款症	三一〇、〇〇〇円	
第二款症	二六五、〇〇〇円	
第三款症	一一七、〇〇〇円	

第八条第五項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特 別 項 症	第一項症の年金額に七五、一五〇円以内の額を加えた額		
第一項症	一五〇、五〇〇円		
第二項症	一二二、〇〇〇円		
第三項症	九八、〇〇〇円		

第二十六条第一項各号中「七万一千円」を「九万二千円」に改め、同条第四項中「三万五千五百円」を「四万六千円」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一
部改正)

第三条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部

を次のように改正する。

附則第二十四項中「遺族給与金」の下に「、遺族一時金」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一
部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という)第八条第四項の規定にかかわらず、な
お従前の例による。

第三条 次の表の上欄に掲げる月分の遺族年金(死亡した者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く)の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第四項中「四万六千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のよう

中「九万二千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の末日における遺族年金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のよう

に読み替えるものとする。

月	分	年齢の区分			分
		六十歳未満	六十五歳以上	六十五歳未満	
昭和四十一年十月分から	六十五歳未満	八万一千五百円		八万一千五百円	
同年十一月分まで	六十五歳未満	七万八千円		七万一千五百円	
昭和四十一年十一月分から	六十五歳未満	八万一千五百円		八万一千五百円	
同年十二月分まで	六十五歳未満	七万一千五百円		七万一千五百円	

月	分	年齢の区分			分
		六十歳未満	六十五歳以上	六十五歳未満	
昭和四十一年十月分から	六十歳未満	三万五千五百円	三万九千円	四万七百五十円	
同年十一月分まで	六十歳未満	三万五千五百円	四万七百五十円	四万七百五十円	
昭和四十一年十二月分から	六十歳未満	三万五千五百円	四万二千五百円	四万二千五百円	
同年一月分まで	六十歳未満	三万五千五百円	四万二千五百円	四万二千五百円	

第四条 次の表の上欄に掲げる月分の遺族給与金(死亡した者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く)の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第四項中「四万六千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のよう

に読み替えるものとする。

月	分	年齢の区分	年齢の区分
昭和四十年十月分から 同年十二月分まで	六十五歳未満	六十五歳以上	三万九千円
昭和四十一年一月分から 同年十二月分まで	四万七百五十円	四万七百五十円	四万七百五十円

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 次の表の上欄に掲げる月分の留守家族手当(未帰還者の配偶者、子、不具廢疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く)の額を算出する場合には、改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条中「七千六百七十円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における留守家族手当を受けるべき留守家族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月	分	年齢の区分	年齢の区分
昭和四十一年十月分から 同年十二月分まで	六十五歳未満	六十五歳以上	六十五歳以上
昭和四十一年七月分から 同年六月分まで	五千九百十円	六千五百円	六千七百九十円
昭和四十二年一月分から 同年六月分まで	五千九百十円	六千七百九十九円	六千七百九十九円

2 未帰還者の配偶者、子、不具廢疾の父又は母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の留守家族手当の額を算出する場合には、改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条中「七千六百七十円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における留守家族手当を受けるべき留守家族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月	分	年齢の区分	年齢の区分
昭和四十一年十月分から 同年十二月分まで	六十五歳未満	六十五歳以上	六千五百円
昭和四十二年一月分から 同年十二月分まで	六千七百九十九円	六千七百九十九円	六千七百九十九円

理由

最近の経済情勢にかんがみ、戦傷病者及び戦没者の遺族等について、障害年金、遺族年金等の額を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事橋本龍太郎君。

[報告書は本号末尾に掲載]

者等に付するため、特別弔慰金を支給しようとするものであり、第一に、特別弔慰金は、昭和四十年四月一日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給している遺族に対し、現在恩給法による公務扶助料等の給付を受けている者がいない場合に支給することといたしております。

第二に、特別弔慰金の額は三万円とし、十年以内に償還すべき無利子の記名国債をもつて交付することといたします。

最後に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、遺族給与金を現行の七万一千円から九万二千円に、遺族年金を三万五千五百円から四万六千円に増額するとともに、障害年金、障害一時金についても、それぞれ所要の増額の措置をとることとし、これと関連して、未帰還者留守家族等援護法による留守家族手当の月額を五千九百十円から七千六百七十円に増額いたすこととしたとしております。

三法案は、去る二月十二日本委員会に付託となり、四月一日の委員会において質疑を終了し、直ちに採決の結果、戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案、及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法はいずれも修正議決すべきものと議決いたしました次第であります。

次に、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案について申し上げます。

本案は、過ぐる大戦において、とうとい犠牲となられた戦没者等の遺族に対し、国として弔慰を

等を委託することとし、長期入院中の戦傷病者に支給する療養手当の月額を二千円から三千円に引き上げるとともに、日本国有鉄道無賃乗車券の取り扱いをする戦傷病者の範囲を拡大いたすものであります。

本案は、戦傷病者相談員に戦傷病者の相談業務等を委託することとし、長期入院中の戦傷病者に支給する療養手当の月額を二千円から三千円に引き上げるとともに、日本国有鉄道無賃乗車券の取り扱いをする戦傷病者の範囲を拡大いたすものであります。

昭和四十年四月一日 衆議院会議録第二十七号 戰傷病者特別援護法の一部を改正する法律案外二案 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

〔参照〕

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)
戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和四十年四月一日から、その他の規定は、同年十月一日から施行」を「公布の日から、その他の規定は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、第十八条第二項の改正規定は、同年四月一日から適用」に改める。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案に対する修正案(委員会修正)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案の一部を次のように修正する。
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案の一部を次のように修正する。

○議長(船田中君) 三案を一括して採決いたします。
日程第三及び第四の委員長の報告はいずれも修正、第五の委員長の報告は可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり決しました。(拍手)

日程第六 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第六、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十年二月十二日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条に次の二項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第二十五条第一項第九号の次に次の二項を加える。

九の一 第六十八条の二第一項の規定により通常産業大臣が指定した地域の石炭資源の開発に必要な設備資金の貸付け

第二十五条第一項第十号中「整備」の下に「又は経営の改善」を加える。

第二十六条第二項第九号の次に次の二項を加える。

4 開発資金の貸付けは、石炭資源の開発に必要な設備であつて通商産業省令で定めるものについて、その設備に係る採掘鉱区の採掘権者が第

六十八条の七第一項の規定により届け出た石炭資源の開発に関する事業計画において定めた同条第二項第二号に規定する事項が通商産業省令で定める基準に適合する場合に限り、行なうものとする。

第三十一条の四に次の二項を加える。

2 開発資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、二十年(すえとき期間を含む。)をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

第三十二条の四に次の二項を加える。

第三十二条の二 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに收支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書

並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附しなければならない。

第三十二条の三 第三十二条の二に「三十円以内」を「二十円以内」に改める。

第三十二条の四 第三十二条の二に「三十円以内」を「二十円以内」に改める。

第三十二条の五 第三十二条の六 第三十二条の八、第三十二条の九第一項、第三十二条の十及び第三十二条の十一中「近代化資金」の下に「又は開発資金」を加える。

第三十二条の六 第三十二条の十三の見出し中「整備資金」を「整備資金等」に改め、同条中「次に掲げるもの」を「第一号又は第二号に掲げるもの」に改め、「(元本に限る。)の下に「及び採掘権者は粗鉱権者であつてその者の通商産業省令で定めるところにより算定した一年間の石炭の生産数量が五十万トンをこえないもののうち通商産業省令で定める基準に該当するものが銀行からその事業の経営を改善するために必要な資金であつて第三号に掲げるものの

当する債務」を加え、同条に次の二項を加える。

第三十三条第一項の表中「大宮種畜牧場」大宮市」を「白河種畜牧場」白河市」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(農林研修所)

第三十三条の二 農林研修所は、農林省の所管行政に係る事務又は技術を担当する職員等に対する職務を行なうのに必要な研修(他の所掌に属するものを除く。)を行なう機関とする。

農林研修所は、東京都に置く。

農林研修所の内部組織については、農林省令で定める。

第九十一条第一項の表を次のように改める。

区	分	定員
本	食糧	三〇〇、三二八人
林	野	一一八、九一三人
水	産	一、〇七八人
合	計	一、八二一人

附 則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定(茶原種農場)を「茶原種農場」に改める部分に限る。)及び第三十二条の次に一条を加える改正規定は昭和四十年十月一日から、第三十三条第一項の表の改正規定は同年十二月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。ただし、第九十一条第一項の表の改正規定及び附則第一項の規定は、同年四月一日から適用する。

2 食糧庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定は同年十月一日から、第三十三条第二項の規定は同年十二月一日から施行する。この規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日までの間は、二万八千九百十四人とする。

理 由

農林省本省の付属機関としてさとうきび原原種農場及び農林研修所を新設するとともに、農林省の職員を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長河本敏夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔河本敏夫君登壇〕

○河本敏夫君 ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、本省の付属機関として、さとうきび原原種農場及び農林研修所を設置するほか、職員の定員を四十六人増員すること等であります。

本案は、一月三十日本委員会に付託、二月四日

政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、昨日、質疑を終了いたしましたところ、佐々木委員外二名より、施行期日のうち、四月一日を

公表の日に改め、定員に関する改正規定は四月一日から適用する趣旨の自民、社会、民社三党共同提案にかかる修正案が提出され、趣旨説明の後、

討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

農林省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

農林省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

1 この法律中第十七条の改正規定(茶原種農場)を「茶原種農場」に改める部分に限る。)及び第三十二条の次に一条を加える改正規定は昭和四十年十月一日から、第三十三条第一項の表の改正規定は同年十二月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。ただし、第九十一条第一項の表の改正規定及び附則第一項の規定は、同年四月一日から適用する。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○議長(船田中君) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

昭和四十年二月二十一日
右
国会に提出する。

内閣總理大臣 佐藤 義作

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

○議長(船田中君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

第二条第二項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 特定事業を行なう企業組合であつて、その事業に從事する組合員の数が五人以下のもの第三条の二第一項中「当該信用保証協会が近代化関係中小企業者」の下に「(その者に係る債務の保証について前条第一項の保険関係が成立してい
る者を除く。)」を加え、同条第三項中「前条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条を第三条の三とし、第三条第一項中「小企業者一人についての保険額の合計額が三十万円をこえることがで
きない保険(以下「小口保険」という。)並びに」を削り、「第六項」の下に「並びに次条第一項」を加え、同条第四項中「次条第二項」を「第三条の三第二項」に改め、同条第五項中「保証を」を「保証(次条第一項の保険関係が成立するものを除く。)」を改め、同条第七項及び第八項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小企業者であつて通商産業省令で定める要件を備えているもの(その者に係る債務の保証について前条第一項又は次条第一項の保険関係が成立している者を除く。)の金融機関からの借入による債務の保証(特殊保証を含む。)であつて、その保証について担保(保証人の保証を含む。)を提供させないものをするにより、小企業者一人についての保険額の合計額が三十万円をこえることができる。(以下「特別小口保険」という。)について、保証をした借入金の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保険額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 公庫と特別小口保険の契約を締結して、かつ、第一種保険又は第二種保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証をしたときは、当該債務者たる小企業者に係る同項の保険関係における保険額の合計額が三十万円をこえることとなる前までの債務の保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

4 前項の信用保証協会がした第一項に規定する債務の保証について特別小口保険の保険関係が成立している場合において、当該信用保証協会が当該債務者たる中小企業者について前条第一項に規定する債務の保証(第一項の保険関係が成立するものを除く。)をしたときは、当該特別小口保険の保険関係は、当該保証の時ににおいて、第一種保険(公庫と第一種保険の契約を締結していない信用保証協会については、第二種保険)の保険関係に変更されるものとする。この場合において、当該債務者たる中小企業者に係る債務の保証をしたことによる同条第一項の保険関係の成立に関しては、当該保証前に当該

保険関係に準用する。

第五条中「又は第三条の二第一項」を「第三条の二第一項又は第三条の三第一項」に改め、「百分の七十」の下に「(特別小口保険について前条第一項に規定する小口保険は、百分の八十)」を加える。

第七条、第九条及び第十条中「又は第三条の二第一項」を「第三条の二第一項又は第三条の三第一項」に改め、「百分の七十」の下に「(特別小口保険について前条第一項に規定する小口保険は、百分の八十)」を加える。

第一条中「若しくは第三条の二第一項」を「第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項」に改める。

第二条、第三条第一項に規定する小口保険の保証(以下「新法」という。)の規定の適用については、なお従前の例による。

第三条 中小企業信用保険公庫(以下「公庫」という。)と改正後の中小企業信用保険法(以下「新法」という。)第三条第一項に規定する小口保険の保険関係について、第一種保険(公庫と第一種保険の契約を締結していない信用保証協会については、第二種保険)の保険関係に変更されるものとする。この場合において、当該債務者たる中小企業者に係る債務の保証をしたことによる同条第一項の保険関係の成立に関しては、当該保証前に当該債務者たる中小企業者について旧法第三条第一項に規定する小口保険の保険関係が成立しているときについての新法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「三十万円」とあるのは「三十万円から当該小企業者につきすでに成立した中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第二号)による改正前の中小企業信用保険法(以下「旧法」という。)第三条第一項に規定する小口保険の保険額を控除した残額」とする。

第四条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三条第一項の」を「第

三条第一項又は第三条の二第一項の」に、「同項」を「同法第三条第一項又は第三条の二第一項」に、「第六項及び第七項」を「及び第六項並びに第三条の二第一項及び第三項」に、「同条第一項」を「同法第三条第一項」に、「以下この条において「災害関係保証」と」を「以下この条及び次条において「災害関係保証」と」に、「中「債務の保証をしたときは」とあるのは「債務の保証をしたときは、災害関係保証及びその他の保証」と」を「中「当該債務者」と」に、「中「債務の保証をしたときは」とあるのは「債務の保証をしたときは、災害関係保証及びその他の保証」と」を「中「当該債務者」と」に、「中「債務の保証をした場合において」とあるのは「債務の保証をした場合において、災害関係保証及びその他の保証」と」を「同法第三条の二第一項「債務の保証をした場合において」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証」と」に、「同条第七項」と、「同法第三条第一項又は第三条の二第一項の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険価額の合計額とその他の保険価額の合計額」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険価額の合計額」と、「同法第三条第一項又は第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律第二条第三項に規定する産炭地域関係保証（以下この条及び次条において「産炭地域関係保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該債務者が」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証」と、「同法第三条第一項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十（特別小口保険にあっては、百分の八十）」と改める。

（産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正）

第五条 産炭地域における中小企業者についての

三条第一項又は第三条の二第一項の」に、「同項」を「同法第三条第一項又は第三条の二第一項」に、「第六項及び第七項」を「及び第六項並びに第三条の二第一項及び第三項」に、「同条第一項」を「同法第三条第一項」に、「以下この条において「災害関係保証」と」を「以下この条及び次条において「災害関係保証」と」に、「中「債務の保証をしたときは」とあるのは「債務の保証をしたときは、災害関係保証及びその他の保証」と」を「中「当該債務者」と」に、「中「債務の保証をしたときは」とあるのは「債務の保証をしたときは、災害関係保証及びその他の保証」と」を「中「当該債務者」と」に、「中「債務の保証をした場合において」とあるのは「債務の保証をした場合において、災害関係保証及びその他の保証」と」を「同法第三条の二第一項「債務の保証をした場合において」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証」と」に、「同条第七項」と、「同法第三条第一項又は第三条の二第一項の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険価額の合計額とその他の保険価額の合計額」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険価額の合計額」と、「同法第三条第一項又は第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律第二条第三項に規定する産炭地域関係保証（以下この条及び次条において「産炭地域関係保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該債務者が」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証」と、「同法第三条第一項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十（特別小口保険にあっては、百分の八十）」と改める。

（産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正）

中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年法律第百六十六号）の一部を次のよう改正する。

第二条第三項中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

(中小企業信用保険法の特例)

第三条 法第三条第一項又は第三条の二第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証を受けた産炭地域関係中小企業者に係るものについての法第三条第一項、第五項及び第六項並びに第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律第二条第三項に規定する産炭地域関係保証（以下この条及び次条において「産炭地域関係保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該債務者が」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証」と、「同法第三条第一項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十（特別小口保険にあっては、百分の八十）」と改める。

第五条中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該債務者」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証」とその他の保証を推進することにより、小企業者の保証協会の保証を受けて、産炭地域関係保証及びその他の保証を受けるものであります。

改正の第一点は、小企業者であつて一定の要件を備えているものについての無担保、無保証人による信用保証協会の保証に対する特別小口保険制度を創設し、小企業者一人について保険限度は三十万円、また、事故発生の場合のてん補率は、従来の小口保険における百分の七十よりもこれを引き上げて百分の八十五とすること、第二点は、小企業者の定義を改正して、その範囲に小規模の企業組合をも加えること等です。

本案は、去る二月二十二日当委員会に付託され以来、参考人を招致して意見を聴取する等、慎重に審議を重ね、本日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に対しましては、新たに採用される無担保、無保証人による保証の実施要件について、特に保証限度額三十万円は、最近における経済事情のもとにあっては少な過ぎはしないかという点に質問が集中され、その結果、これらの要件の緩和を希望する旨の附帯決議が三党共同で提案され、全会一致をもってこれを付すことに決した次第であり

○謹長（船田中君） 委員長の報告を求めます。商工委員長内田常雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

（内田常雄君登壇）

○内田常雄君 大だいま議題となりました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまし

て、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、中小企業者、なかんずく小企業者は、その担保力が物的にも人的にも乏しい現状にかんがみ、担保の提供または保証人を要しないで信用保証協会の保証を受けるものであります。

改正の第一点は、小企業者であつて一定の要件を備えているものについての無担保、無保証人による信用保証協会の保証に対する特別小口保険制度を創設し、小企業者一人について保険限度は三十万円、また、事故発生の場合のてん補率は、従来の小口保険における百分の七十よりもこれを引き上げて百分の八十五とすること、第二点は、小企業者の定義を改正して、その範囲に小規模の企業組合をも加えること等です。

本案は、去る二月二十二日当委員会に付託され以来、参考人を招致して意見を聴取する等、慎重に審議を重ね、本日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に対しましては、新たに採用される無担保、無保証人による保証の実施要件について、特に保証限度額三十万円は、最近における経済事情のもとにあっては少な過ぎはしないかという点に質問が集中され、その結果、これらの要件の緩和を希望する旨の附帯決議が三党共同で提案され、全会一致をもってこれを付すことに決した次第であり

ます。
右、御報告いたします。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

午後五時四十六分散会

(常任委員辞任)

一、昨一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

西ヶ久保重光君

足鹿 覚君

岡本 隆一君

泊谷 裕夫君

奥野 誠亮君

正示啓次郎君

川俣 清音君

八木 一男君

田澤 吉郎君

塙田 徹君

落合 寛茂君

（政府委員任命）

務局計画第一部長 富田 龍彦

気象厅長官 柴田 淑次

（常任委員辞任）

首脳閣内閣総理大臣から船田議長宛、

一日議長において承認した富田龍彦外一名を同

日第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知

を受領した。

（常任委員任命）

一、昨一日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、

一日議長において承認した富田龍彦外一名を同

日第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知

を受領した。

（常任委員任命）

た議案は次の委員会に付託された。

日本育英会法等の一部を改正する法律案（千葉千代世君外四名提出、參法第一二号）（予）

文教委員会 付託

（条約送付）

一、昨一日、参議院に送付した条約は次の通りである。

航空業務に關する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

（議案送付）

一、昨一日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

財政法の一部を改正する法律案

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、戦傷病者に対する援護措置について、今般さらにその内容の充実をはからうとするもので、その要旨は次の通りである。

〔別紙〕

衆議院議長 船田 中殿
社会労働委員長 松澤 雄藏

（小字及び一は修正）

附 則

この法律中第十八条第二項の改正規定及び附則

第十項の改正規定は、公布の日 昭和四十年四月一日から、昭和四十年十月一日から、昭和四十年四月一日から、昭和四十年十月一日から施行する。

長期入院中の戦傷病者に支給する療養手当の額を月額一千円から三千円に引き上げること。

3 日本国鉄道無賃乗車船の取扱いをする戦傷病者の範囲を、現行の恩給法の規定による増加恩給又は傷病年金を支給されている者及び傷病賜金を支給された者から、恩給法以外

の法令によりこれらに相当する給付を受けている者又は受けた者にまで拡大すること。

二 議案の修正議決理由

戦傷病者相談員に、戦傷病者の相談業務等を委託して戦傷病者の福祉の増進等をはかることは時宜に適するものと認めるが、なお、施行期日ににつき修正を加えることを適當と認め、本案は別紙

は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年度一般会計予算に（厚生省所管）六百六万二千円、（運輸省所管）二百十五万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十年四月一日

本案は、過ぐる大戦において、戦闘その他公務により死没した軍人、軍属、準軍属の遺族に對しては、すでに、各般の援護措置が講ぜられており、今日、わが国が戦前にもみられた繁栄のみちをたどつて現状にかんがみ、加えて、本年は終戦二十周年にもあたるので、國として弔慰のため、これら遺族に対し公務別弔慰金を支給しようとするものである。その要旨は次の通りである。

1 特別弔慰金を受けるべき遺族は、次に掲げるるもので、昭和四十年四月一日において、本人又は他の遺族が同一の戦没者等に關し公務扶助料、遺族年金等の受給権を有していないものである」と。

（1）昭和四十年四月一日までに弔慰金の支給を受けた遺族。
ただし、同日までに再婚した配偶者（戦没者等の遺族と婚姻をした者等を除く。）及び離縁により親族関係が終了した者を除く。

2 昭和四十年四月一日において弔慰金の支給を受けた遺族がない場合又は配偶者が再婚した場合（（1）の括弧書に該当する場合を除く。）の戦没者等の子。

ただし、離縁により親族関係が終了した者を除く。

3 特別弔慰金を受ける権利は、三年間行なわないときは、時効によつて消滅すること。

4 特別弔慰金を受ける権利及び特別弔慰金に担保に供することができないこと。

5 特別弔慰金を受ける権利は、譲渡し、又は

6 特別弔慰金を受ける権利及び特別弔慰金に係る国債は、差し押えることができないこと。

7 租税その他の公課は、特別弔慰金を標準と

して、課することができないこと。

8 特別弔慰金を受ける権利の裁定は、請求に

より厚生大臣が行なうこととし、政令により

その権限を都道府県知事等に委任できるこ

と。

なお、国債の償還金の支払い事務は、郵政大臣が取り扱うことができるること。

二 議案の修正議決理由

死亡した者の死亡に關し、公務扶助料、遺族年金等の支給が行なわれていない戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金を支給することは時宜に適するものと認めるが、なお、施行期日ににつき修正を加えることを適當と認め、本案は別紙

通り修正議決すべきものと議決した次第であ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法

案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

2 特別弔慰金の額は三万円とし、十年以内に償還すべき記名国債（無利子）をもつて交付すること。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年度一般会計予算（厚生省所管）に特別弔慰金事務処理費として五千四百十七万四千

二、特別小口保険の対象となる小企業者の具備すべき要件を定めるにあたつては、所得税（法人の場合は法人税）及び事業税の納稅に関する要件を厳格に過ぎないようやくにするとともに、「こんごこれら諸税の免税点以下の所得者及び居住要件についても適切な配慮をするよう努めること。

衆議院会議録第二十三号(1)中正誤

ペシ 段行 誤 正
五〇 一二 第六十五の五 第六十五条の五

衆議院会議録第二十五号中正誤

ペシ 段行 誤 正
三三 二三 指定で 指定が 正

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価	一部	二十五円
(<small>（ただし良質紙は三十円）</small>)		
<hr/>		
<hr/>		
発行所	東京都港区赤坂一丁目二番地	
大蔵省印刷局	電話 東京 五八一四四一(大)	